

## 公募型プロポーザルの実施（公告）

長崎県立大学佐世保校キャンパス整備に係る設計業務について、公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成 28 年 11 月 22 日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

### 1 目的

長崎県立大学佐世保校（以下「大学」という。）のキャンパス整備にあたり、基本・実施設計の業務委託について、豊かな想像力・設計能力を有する設計者を求めるため、本プロポーザルを実施するものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 長崎県立大学佐世保校キャンパス整備に係る設計業務
- (2) 業務内容 基本設計及び実施設計
- (3) 業務場所 佐世保市川下町 123
- (4) 履行期間 契約日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- (5) 業務規模 プロポーザル説明書（Ⅰ プロポーザル要項 2 業務規模）に示す規模とする。

### 3 参加資格

参加表明書を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する設計共同企業体（以下「設計 J V」という。）とする。

#### (1) 設計 J Vに関する要件

- ① 構成員数は、2 者とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計 J Vの構成員及び協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

#### (2) すべての構成員に関する要件

- ① 「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和 53 年長崎県告示第 975 号）第 2 により長崎県の入札参加資格名簿（有効期限：平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）において、コンサルタント登録の業種に建築士事務所（一級）として登録されている者であること。なお、長崎県の入札参加資格を有しない者で、プロポーザル参加を希望する者は、長崎県の随時の資格審査の手続きにより、平成 28 年 11 月 30 日までに長崎県の一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出の上、平成 29 年 1 月 1 日までに入札参加資格名簿に登載されなければならない。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から見積執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑤ 見積執行日までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算

の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(3) 代表構成員に関する要件

- ① 平成 13 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までに業務が完了した延床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ面積の合計とする。以下同じ）の学校（学校教育法第 1 条）の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、増築及び改築部分の延床面積）に係る設計業務（設計意図伝達業務（平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添一第 1 項第三号による。以下同様とする。）を除く。）を元請けとして行った実績を有すること（設計 J V による実績は、出資比率 30%以上の実績又は出資比率 20%以上 30%未満の場合は 2 回以上の実績に限る。）。
- ② 平成 13 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までに業務が完了した延床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上の学校（学校教育法第 1 条）の新築、増築又は改築（増築及び改築の場合は、増築及び改築部分の延床面積）に係る設計業務（設計意図伝達業務を除く。）を元請けとして行った実績（当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。）を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること（設計 J V による実績は、出資比率 30%以上の実績又は出資比率 20%以上 30%未満の場合は 2 回以上の実績に限る。）。
- ③ 設計 J V における出資比率は、その他の構成員の出資比率を上回ること。

(4) その他の構成員に関する要件

- ① 長崎県内に本店を有する建設関連業者であること。

「本店」とは、会社法第 49 条に基づき本店住所として登記した所在地を本店とし、それによらない者については、長崎県調査・設計・測量の入札参加資格申請書審査実施要領に基づき様式 1 - 1 により提出された住所所在地を本店とみなす。

## 4 審査

(1) 審査方法

審査は、長崎県立大学佐世保校キャンパス整備に係る設計プロポーザル審査委員会において行う。審査委員の氏名は、プロポーザル説明書に記載する。

- ① 一次審査

設計者選定の手続きに参加する設計 J V からの参加表明書に基づき、下記の選定基準により優秀な参加者を 5 者程度選定する。実施時期は、平成 29 年 1 月上旬の予定。

選定結果は、審査後 1 週間以内に文書で通知する。

選定された参加者に対しては、技術提案書の提出の要請を行い、ヒアリングの実施を通知する。

- ② 二次審査

8（3）の期間に提出された技術提案書及びヒアリングの結果に基づき、下記の特選基準により、最も優れた提案者を特定し、併せて次点も選出する。実施時期は、平成 29 年 2 月下旬の予定。

特定結果は、審査後 1 週間以内に文書で通知する。

(2) 審査基準

一次審査（選定基準）

評価項目		評価事項	配点
①事務所の体制、実績	組織体制、業務実績 (基礎的審査)	有資格者数、業務実績数を評価	50点
②担当チームの経験等	管理、主任技術者 (基礎的審査)	管理、主任技術者の経験年数、業務実績数、受賞歴件数を評価	50点
③同種・類似業務等の実績	同種・類似業務等の実績 (専門的審査)	設計理念に基づく業務の成果は優れているかを評価	30点
④事務所の実績	事務所の業務実績 (専門的審査)	設計理念に基づく業務の成果は優れているかを評価	20点
⑤業務の実施方針	業務の実施方針 (専門的審査)	長崎県立大学佐世保校キャンパス整備に関する考え方を評価	100点
		業務実施のための組織体制を総合的に評価	25点
		作業スケジュールを総合的に評価	25点
評価点の合計			300点

二次審査（特定基準）

評価項目		評価事項
見積額	見積書（客観的審査）	本設計業務を実施するうえでの見積額の多寡を評価
特定テーマ	特定テーマ（専門的審査） 下記内容に対する技術提案を総合的に評価 ①キャンパス整備基本構想の基本理念に基づく考え方 ②教育環境についての考え方 ③建替え・ローリング計画についての考え方 ④地域との関係性（ソフト的要素含む）についての考え方 ⑤-1 建設コストの低減についての考え方 ⑤-2 環境配慮やランニングコストの低減についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の独創性、独自性や魅力</li> <li>・所定の施設計画としての妥当性、現実性、技術的信頼性など</li> </ul> (提案者の企画力、技術力等を総合的に評価)

※ 二次審査においては、一次審査の評価点も加え評価する。

※ 二次審査（特定基準）の配点は、一次審査の選定者に対し技術提案書の提出要請と同時に通知する。

## 5 契約の締結

最も優れた提案者と本設計業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。その提案者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

実施時期は、平成 29 年 3 月上旬の予定。

## 6 関係資料の配布期間、場所及び方法

(1) プロポーザル説明書は、下記に示す大学のホームページに掲載する。

ホームページアドレス：<http://sun.ac.jp>

(2) 公告、プロポーザル説明書及び技術資料のデータを CD-ROM により、①に定める期間、②に定める場所で配布を行う。なお、郵送による配布を希望する場合は、書留により、②宛てに返信用封筒（定形外角 2 の大きさのもので、830 円の切手を貼り付けたもの。）を同封して請求すること。

① 期 間 平成 28 年 11 月 22 日（火）から平成 28 年 12 月 6 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

② 場 所 長崎県立大学佐世保校総務課

〒858-8580 佐世保市川下町 123

電話 0956-47-2191、 FAX 0956-47-6941

## 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 6 (2) ②に同じ。

(3) 提出期間 平成 28 年 12 月 12 日（月）から平成 28 年 12 月 16 日（金）まで（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

## 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送（書留）の場合は、到着を確認すること。

(2) 提出先 6 (2) ②に同じ。

(3) 提出期間 平成 29 年 2 月 6 日（月）から平成 29 年 2 月 17 日（金）まで（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は、上記提出期間内に必着のこと。）

## 9 3 (2)①における長崎県の一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の提出先

長崎県土木部監理課建設業指導班

〒850-8570 長崎市江戸町 2 番 13 号

電話 095-894-3015

## 10 プロポーザルの中止

(1) 参加表明書の提出が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止する。

(2) 技術提案書の提出要請に対し、技術提案書を提出する者が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止する。

## 11 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4

年法律第 51 号) に定める単位に限る。

(2) 詳細は、プロポーザル説明書による。

12 問い合わせ先

6 (2) ②に同じ。